

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 3 月 31 日 (木) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

○鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 1

条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 18 号

鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 税 条 例 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 35 条 第 2 項 中 「第 53 条 第 62 項」 を 「第 53 条 第 64 項」 に 改 め る。

第 36 条 第 1 項 第 1 号 中 「及 び 第 3 号」 を 「か ら 第 4 号 まで」 に 改 め、 同 号 イ 中 「第 72 条 の 24 の 7 第 6 項 各 号」 を 「第 72 条 の 24 の 7 第 7 項 各 号」 に 改 め、 同 項 第 2 号 中 「ガ ス 供 給 業 (」 を 「ガ ス 供 給 業 の う ち」 に、 「ガ ス 供 給 業 に 限 る。」 を 「導 管 ガ ス 供 給 業 (」 に、 「同 じ」 を 「「導 管 ガ ス 供 給 業」 と い う」 に 改 め、 同 項 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(4) ガ ス 供 給 業 の う ち、 法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 規 定 す る 特 定 ガ ス 供 給 業 (以 下 こ の 節 に お い て 「特 定 ガ ス 供 給 業」 と い う。) 収 入 割 額、 付 加 価 値 割 額 及 び 資 本 割 額 の 合 算 額

第 38 条 第 2 項 中 「ガ ス 供 給 業」 の 次 に 「(導 管 ガ ス 供 給 業 及 び 特 定 ガ ス 供 給 業 に 限 る。 以 下 こ の 節 に お い て 同 じ。)」 を 加 え る。

第 39 条 第 1 項 中 「第 4 項」 を 「第 5 項」 に 改 め、 同 項 第 1 号 ウ 中 「次 の 表 の 左 欄 に 掲 げ る 金 額 の 区 分 に よ り 各 事 業 年 度 の 所 得 を 区 分 し、 当 該 区 分 に 応 ず る 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る」 を 「各 事 業 年 度 の 所 得 に 100 分 の 1 の」 に、 「計 算 し た 金 額 を 合 計 し た」 を 「得 た」 に 改 め、 同 号 ウ の 表 を 削 り、 同 条 第 2 項 中 「ガ ス 供 給 業」 を 「導 管 ガ ス 供 給 業」 に 改 め、 同 条 第 4 項 中 「も の」 の 次 に 「(第 36 条 第 1 項 第 1 号 ア に 掲 げ る 法 人 を 除 く。)」 を 加 え、 同 項 中 第 1 号

を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額

第41条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

附則第6条の2の3中「同条第42項(同条第45項及び第46項)」を「同条第43項(同条第47項及び第48項)」に改める。

附則第6条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第6条の3の8中「附則第10条の2第1項」を「附則第10条の3第1項」に改める。

(鹿児島県税条例の一部を改正する条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の鹿児島県税条例の一部改正)

第2条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例(令和2年鹿児島県条例第39号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「ガス供給業に限る。」を「導管ガス供給業(」に、「同じ」を「「導管ガス供給業」という」に改め、同項第3号中「及び同号」を「, 同号」に改め、「発電事業等」という。)の次に「及び同号に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) ガス供給業のうち、法第72条の2第1項第4号に規定する特定ガス供給業(以下この節において「特定ガス供給業」という。) 収入割額, 付加価値割額及び資本割額の合算額

第38条第2項中「ガス供給業」の次に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。)」を加える。

第39条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる」を「各事業年度の所得に100分の1の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同条第2項中「及び発電事業等」を「, 発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「, 発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第4項中「もの」の次に「(第36条第1項第

1号アに掲げる法人を除く。)を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額

第41条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

附則第6条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 施行日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第36条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）

（以下「ガス製造事業者等」という。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「令和2年改正前法人税法」という。）第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。以下同じ。）に係る当該法人の個別所得金額（令和2年改正前

法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下同じ。)の計算の例により算定していたものとみなす。

- 4 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の鹿児島県税条例の一部を改正する条例(令和2年鹿児島県条例第39号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の鹿児島県税条例(以下「新令和2年改正前条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 新令和2年改正前条例第36条第1項第3号、第39条第2項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち第2条の規定による改正後の鹿児島県税条例の一部を改正する条例(令和2年鹿児島県税条例第39号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の鹿児島県税条例第36条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの(以下「対象ガス供給業」という。)を行っていた法人(ガス製造事業者等に限る。)の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等改正法第5条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第5条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。